

岡山県時短要請協力金（第4期）のよくある質問

<申請について>

問1 協力金の申請期間、申請方法はどうか。

（答）第4期の受付開始は、要請期間終了後の7月上旬を想定しています。（ただし、時短要請期間延長等の場合は、受付期間を変更する場合があります。）

申請書類等の詳細は準備が整い次第、ホームページ等で公表予定です。申請は、電子申請（準備中のため別途HPでお知らせ）又は郵送で受付します。

なお、第1期分、第2期分、第3期分、第4期分とそれぞれ別々に申請手続きを行っていただく必要がありますが、申請に係る負担を軽減できるように、過去に第1期等の支給決定を受けている方は、一部書類の省略も可能としています。

問2 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるのか。

（答）申請書類に不備等がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでおります。受付期間の締め切り間際は申請が集中し、審査に時間を要する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。

問3 複数の店舗で時短営業を行った場合、申請は店舗ごとに行う必要があるのか。

（答）複数店舗を持っていたとしても、店舗ごとでなく、事業者がまとめて申請していただきます。

<申請主体について>

問4 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか。

（答）要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問5 大企業も協力金の対象となるのか。

（答）要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。

問6 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の支給対象となるのか。

（答）食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど、要件を満たせば協力金の支給対象となります。

問7 今回から新たに県の要請に協力する場合でも、協力金の支給対象となるのか。

（答）やむを得ず前回まで協力していただけなかった飲食店等について、今回から新たに県の要請に協力いただける場合、支給要件を満たせば対象となります。前回から継続していることは支給要件に含まれていません。

<期間について>

問8 全期間について時短要請への協力が必要なのか。途中で協力をやめた場合はどうなるのか。

（答）全期間について時短営業をした場合に限り協力金の対象となるため、途中で営業時間短縮を止めた場合には、協力金は支給されません。

<対象施設について>

問9 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるのか。

（答）イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは協力金の対象となりません。

問10 ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は協力金の対象となるのか。

（答）ホテル・旅館、フードコート内の飲食店が営業時間短縮にご協力いただいた場合は対象となります。

なお、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮が困難な場合でも、ご協力いただいた個別店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が要請内容にご協力いただけるよう働き掛けをお願いします。

問 11 テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、要請の対象となるのか。

（答）人々が集まった飲食につながらないテイクアウトや宅配は要請の対象外です。

問 12 対象施設を複数店舗有している場合は、複数店舗全てに支給されるのか。

（答）複数店舗全てが対象となります。

問 13 カラオケボックスは、第 4 期協力金の支給対象となるのか。

（答）飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、通常 21 時を超え営業している店舗の営業時間を 5 時～21 時に短縮し、酒類提供を 11 時～20 時にすれば協力金の支給対象となります。

飲食店営業許可を受けていないカラオケボックスは、要請対象施設に該当しないため、第 4 期の協力金の対象になりません。

問 14 支給要件の 1 つに、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合にはカラオケ設備の利用自粛」とあるが、どういう意味か。

（答）昼カラオケ等でのクラスター事例が複数発生していることから、昼営業のスナックやカラオケ喫茶等におけるカラオケ設備の利用自粛等を要請しているものであり、カラオケボックス等へカラオケ設備の利用自粛を要請しているものではありません。

なお、協力金の支給には、元々の営業時間が 5 時～21 時を超えている飲食店等が、営業時間を 5 時～21 時まで短縮し、かつ、酒類の提供を 11 時～20 時までとすることが必要となります。

<時短の態様について>

問 15 第 1 期等前回までの協力金では時短営業の対象が 20 時までだった。21 時まで営業している店舗が 20 時までの時短営業をした場合、第 4 期協力金では支給対象にならないということか。

（答）第 1～3 期と異なり、今回の第 4 期の協力金は、20 時ではなく、21 時を超えて営業している店舗が、時短営業要請の対象となります。このため、元々の営業時間が 21 時までの場合は、時短営業を行っても協力金の対象にはなりません。

問 16 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。

(答) 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、このたび営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

問 17 酒類を提供しておらず、元々の営業時間が5時から21時の範囲を超えている店舗だが、休業した場合は協力金の対象となるのか。

(答) 酒類を提供しておらず、通常の営業時間が5時から21時の範囲を超えている店舗は、

- ①営業時間を5時から21時までの範囲内に短縮した場合 又は
- ②休業した場合 に協力金の対象となります。

協力金の対象については、支給対象判定フローを参考にしてください。

問 18 21時までの時短営業とは、具体的にどういった状態か。どう対応したらよいのか。

(答) 時短営業とは、21時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、21時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。加えて、20時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を20時までに終了させる必要があります。

問 19 要請期間中、営業時間を短縮できずに21時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか。また、第1期や第2期のように猶予期間はないのか。

(答) 要請期間中の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合や、6月21日(月)からの開始でない場合は、協力金は支給されません。

今回の第4期は猶予期間を設けていません。6月21日(月)からの開始に御協力ください。

問 20 要請対象となる複数の店舗を持っている。A店は要請期間の全期間で営業時間の短縮を行ったが、B店はやむを得ず営業時間の短縮に協力ができなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか。

(答) 感染拡大防止の観点から可能な限り全店舗における時短営業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった店舗がある場合には、対象店舗毎に、全期間、要請内容に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は、A店舗のみ支給対象となります。

<支給金額の算定について>

問 21 1日当たりの売上高は全事業所の売上高を用いるのか。

(答) 対象になる店舗単位の飲食部門の売上高を用います。申請いただく店舗ごとに1日当たりの売上高を算出いただきます。

問 22 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房のHPをご覧ください。

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

問 23 協力金は課税の対象となるのか。

(答) 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金などは、支援の対象者や目的などにより、課税対象となるかが異なります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

問 24 協力金が支給された店舗は公表するのか。

(答) 協力金の支給完了後に、ホームページに店舗の屋号等を公表いたします。

問 25 現在、時短営業又は休業している店舗が、引き続き時短営業し、申請する場合には、同じ書類の提出をさせるのか。

(答) 申請手続きは、1期分、2期分、3期分、第4期分とそれぞれで別々に行っていた
だく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくことになり
ますが、申請に係る負担を軽減できるように、過去に第1期等の支給決定を受
けている方は、一部書類の省略も可能です。

問26 旅館を経営しているが、飲食店の営業許可を受け、宿泊客ではない一般客を対
象に、宴会場を会場にして、酒類を提供しているが、どうすればいいのか。

(答) 通常の営業時間が5時から21時を超えている場合は、営業時間を5時から21時
までに短縮し、酒類の提供を11時から20時までとするようお願いします。要請に
応じていただいた場合、協力金を支給いたします。

問 27 旅館・ホテル内の食事処、居酒屋、カラオケ喫茶、ラウンジなど外部の方の利
用が可能な施設の扱いはどうなるのか。

(答) そうした施設は、飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲食店等に対す
る時短要請の対象となります。

問 28 旅館・ホテルの宿泊客への食事やお酒の提供はどうなるのか。

(答) 宿泊客が食事をする食事処は、飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲
食店等に対する時短要請の対象となるため、要請内容（食事の提供は21時まで、酒
類の提供は20時まで）への協力をお願いします。ただし、宿泊者への食事等の提供
は、宿泊サービスの一つであることから、ルームサービスについては要請対象外とし
ています。

問 29 今回の協力金の内容は、前回までと何が異なるのか。

(答) 岡山県への緊急事態宣言は解除されましたが、今回リバウンドを防ぐため、引き続き岡山市全域の飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行うものですが、要請内容は次のとおり変更となっております。

例えば、元の営業時間が19時までで酒類を提供している飲食店が休業した場合、緊急事態措置では協力金の支給対象となりましたが、今回は元々の営業時間が21時を超えていないと協力金の支給対象となりませんので、特にご注意願います。

(主な変更点)

| 緊急事態措置 (5/16~6/20) | 今回 (6/21~30) |
|-------------------------------------|--|
| ○5時~20時までの営業時間短縮の要請 (法第45条第2項) | ○5時~21時までの営業時間短縮の要請 (法第24条第9項) |
| ○酒類を提供する飲食店は休業の要請 (法第45条第2項) | ○酒類提供は11時~20時までの要請 (法第24条第9項) |
| ○カラオケ設備を提供する飲食店は休業の要請 (法第45条第2項) | ○飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の要請 (法第24条第9項) |

<その他>

問 30 国の月次支援金(対象月:4月~6月)と、併給は可能か。

(答) 国の月次支援金を申請予定の事業者は、県の時短要請協力金(大規模集客施設協力金を含む。)を受給した場合、国の月次支援金の申請ができない場合がございます。詳細は、月次支援金事務局相談窓口(0120-211-240)にお問い合わせください。

問 31 県の飲食店等一時支援金(第2期)(対象月:4月~6月)と併給は可能か。

(答) 県の時短要請協力金(大規模集客施設協力金を含む。)を受給した事業者は、県の飲食店等一時支援金(第2期)の給付対象外となりますので、ご注意ください。

※県の飲食店等一時支援金(第1期)との併給は可能

問 32 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

(答) 国の月次支援金や県の一時支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向け支援であり、おしぼり販売業や酒造業等、飲食店と取引がある事業者等も対象となり得ます。詳細はホームページをご確認ください。

※国の月次支援金事務局相談窓口：0120-211-240

県の一時支援金コールセンター：086-226-7972